

議第19号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県総合企画部建設工事等総合評価審査委員会の項中「（昭和22年政令第16号）」を削り、同項の前に次のように加える。

滋賀県知事 公室建設工 事等総合評 価審査委員 会	知事の諮問に応じて県が 発注する知事公室の所管 に属する建設工事等に係 る地方自治法施行令（昭和 22年政令第16号）第167 条の10の2第3項に規定 する落札者決定基準の策 定および同条第5項の規 定による落札者の決定に 関する事項について審査 すること。	15人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮 問に係 る審査 が終了 するま での期 間
---------------------------------------	--	-------	--	---

別表第1項の表滋賀県文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会の項中「滋賀県文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会」を「滋賀県観光文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会」に、「文化スポーツ部の」を「観光文化スポーツ部の」に改め、同項の次に次のように加える。

滋賀県観光 事業審議会	知事の諮問に応じて観光 事業に関する基本的な計 画について調査審議する ことおよび観光事業に関 する重要事項について知 事に意見を述べること。	25人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適当と認める者	2年
----------------	--	-------	--	----

別表第1項の表滋賀県公衆浴場入浴料金審議会の項の次に次のように加える。

滋賀県商工 労働部建設 工事等総合 評価審査委 員会	知事の諮問に応じて県が 発注する商工労働部の所 管に属する建設工事等に 係る地方自治法施行令第 167条の10の2第3項に 規定する落札者決定基準	20人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮 問に係 る審査 が終了 するま での期
--	--	-------	--	--

	の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。			間
--	--	--	--	---

別表第1項の表滋賀県観光事業審議会の項を削り、同表滋賀県土木交通部建設工事等総合評価審査委員会の項中「滋賀県土木交通部建設工事等総合評価審査委員会」を「滋賀県県土整備部建設工事等総合評価審査委員会」に、「土木交通部の」を「県土整備部の」に改め、同表滋賀県河川整備計画検討委員会の項の次に次のように加える。

滋賀県交通まちづくり部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する交通まちづくり部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	1年
---------------------------	---	-------	--	----

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。